

抗悪性腫瘍剤(FLT3阻害剤)  
 (ギルテリチニブフマル酸塩錠)

薬価基準収載

# ゾスパタ<sup>®</sup>錠40mg

## 診療報酬改定のご案内

謹啓

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、弊社ならびに弊社製品に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年4月1日の診療報酬改定に伴い「ゾスパタ<sup>®</sup>錠40mg」(一般名:ギルテリチニブフマル酸塩)の診療報酬算定に該当する「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法」の一部が改正されましたので、ここに謹んでご案内申し上げます。

今後とも弊社へのご指導、ご鞭撻のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

アステラス製薬株式会社

### ● 診断群分類(DPC)におけるゾスパタ<sup>®</sup>錠40mgの算定方法変更<sup>1)</sup>

ゾスパタ<sup>®</sup>錠40mgはDPC区分において、「急性白血病」の「手術名なし」でDPC番号「130010xx99x7xx」に該当する場合、改定前は包括評価の対象外として出来高算定でしたが、今回の改定により包括点数が設定されました。また、「手術名あり」でDPC番号「130010xx97x7xx」に該当する場合、改定前と同様に包括評価の対象とされておりますが、包括点数が変更されました。なお、DPC対象外となる患者に「造血幹細胞移植」を受ける患者が含まれています。

DPC番号	傷病名	手術名	手術・処置等2	算定方法	
				改定前 (令和2年3月31日まで)	改定後 (令和2年4月1日から)
130010xx99x7xx	急性白血病	なし	7あり	出来高算定	包括評価
130010xx97x7xx	急性白血病	あり	7あり	包括評価	包括評価 <sup>※</sup>

※改定前より入院日数、包括点数が変更となっております。

1) 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件(令和2年3月23日 厚生労働省告示第81号)

● DPCにおける包括点数<sup>1,2)</sup>

ゾスパタ®錠40mgはDPC区分「急性白血病」のDPC定義樹形図(図1)において、「手術なし」で「手術・処置等2」が「7」(DPC定義表の処置等名称がクロファラビン、ネララビン、ギルテリチニブフマル酸塩、キザルチニブ塩酸塩)に該当する場合はDPC番号が「130010xx99x7xx」、「手術あり」で「手術・処置等2」が「7」(DPC定義表の処置等名称がクロファラビン、ネララビン、ギルテリチニブフマル酸塩、キザルチニブ塩酸塩)に該当する場合はDPC番号が「130010xx97x7xx」となり、それぞれに該当する場合の包括点数は表1のとおりです。なお、ゾスパタ®錠40mgを使用した際の診療報酬は、表1の点数に「入院日数」と「医療機関別係数」を掛けた点数になります。

図1 改定後のDPC定義樹形図

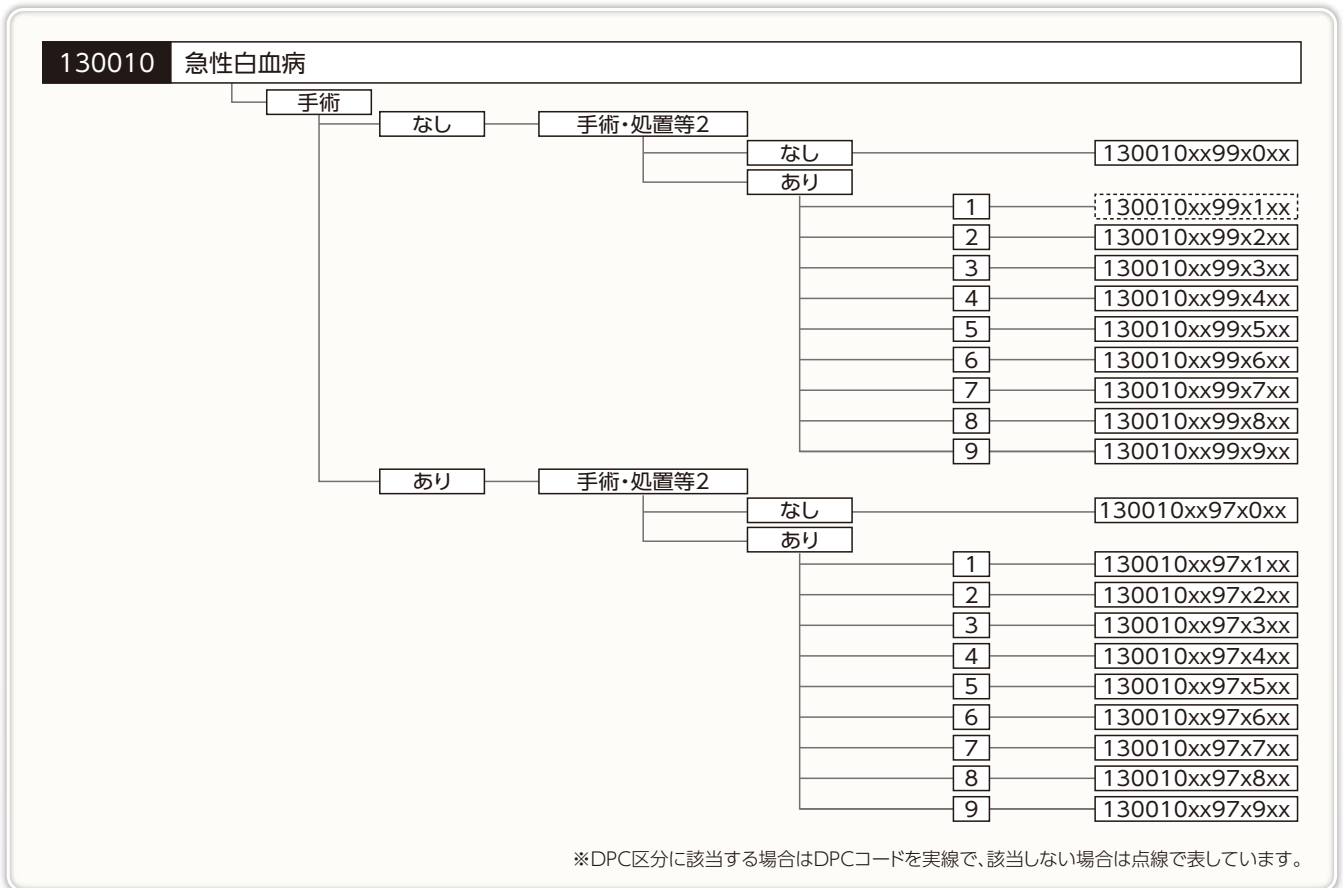


表1 ゾスパタ®錠40mgの該当するDPC点数表(抜粋)

DPC番号	傷病名	手術名	手術・処置等2	入院日(日)			点数(点)		
				I	II	III	入院期間 I	入院期間 II	入院期間 III
130010xx99x7xx	急性白血病	なし	7あり	5	10	30	15,980	7,670	5,214
130010xx97x7xx	急性白血病	あり	7あり	26	52	120	7,453	5,509	4,683

1) 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件(令和2年3月23日 厚生労働省告示第81号)  
 2) 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について(令和2年3月23日 保医発0323第2号)